

平成 26 年 12 月 24 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 44 号（実務対応報告第 18 号の改正案）
**「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に
関する当面の取扱い（案）」の公表**

コメントの募集

企業会計基準委員会は、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の見直しを検討してまいりました。今般、平成 26 年 12 月 18 日の第 302 回企業会計基準委員会において、標記の「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 27 年 2 月 24 日（火）までに、原則として電子メールにより下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：zaigai2014@asb.or.jp
ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

なお、本公開草案は、下記のとおり、主として平成 26 年 1 月に改正された米国におけるのれんに関する会計基準への対応及び平成 25 年 9 月に改正された企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）への対応を行っています。平成 18 年の本実務対応報告の公表後に改正された国際財務報告基準（IFRS）及び米国会計基準に対応して、本実務対応報告を包括的に見直すべきか否かについては、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」との関係等も踏まえつつ、今後、必要に応じて、適切な時期に検討を行う予定です。

■ のれんの償却に関する取扱い

米国においては平成 26 年 1 月に、FASB Accounting Standards Codification（FASB による会計基準のコード化体系）の Topic 350「無形資産—のれん及びその他」（以下「FASB-ASC Topic 350」という。）が改正され、非公開会社はのれんを償却する会計処理を選択できるようになったことを受け、当面の取扱いにおける「(1) のれんの償却」に関する取扱いの改正を行っている。具体的には、在外子会社において、のれんを償却していない場合には、連結決算手続上、その計上後 20 年以内の効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却し、当該金額を当期の費用とするよう修正することとしている。

■ 少数株主損益の会計処理に関する取扱い

平成 25 年 9 月に改正された連結会計基準において、従来の「少数株主損益調整前当期純利益」を「当期純利益」として表示し、「親会社株主に帰属する当期純利益」を区分して内訳表示又は付記することとされ、「少数株主損益の会計処理」に関する取扱いについての国際的な会計基準との差異がなくなったこと等に伴う所要の改正を行っている。

■ 適用時期等

改正された本実務対応報告（以下「平成 XX 年改正実務対応報告」という。）は、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。ただし、今回の改正により削除された「少数株主損益の会計処理」に関する取扱いを除き、平成 XX 年改正実務対応報告公表後最初に終了する連結会計年度の期首から適用することができる。

なお、平成 XX 年改正実務対応報告の適用初年度の期首に連結財務諸表において計上されているのれんのうち、在外子会社が平成 26 年 1 月に改正された FASB-ASC Topic 350 に基づき償却処理を選択したのれんについては、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を適用する。

- ① 連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間に基づき償却する。
- ② 在外子会社が採用する償却期間が連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間を下回る場合に、当該償却期間に変更する。この場合、変更後の償却期間に基づき将来にわたり償却する。

平成 XX 年改正実務対応報告を早期適用する場合、連結会計年度中の第 2 四半期連結会計期間以降からも適用することができる。この場合であっても、上記の経過的な取扱いは、連結会計年度の期首に遡って適用する。

以 上